

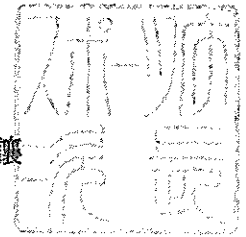


30ス庁第352号
平成30年9月6日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

殿

スポーツ庁次長
今 里 讓



(印影印刷)

「スポーツ実施率向上のための行動計画」の策定について（通知）

スポーツ庁では、別添のとおり、「スポーツ実施率向上のための行動計画」を9月6日付けで策定しました。

「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日策定）では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度とする目標を掲げています。本行動計画は、この目標達成のため、スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けて、広く国民全体に向けたスポーツ実施率の向上のための新たなアプローチや即効性のある取組を取りまとめたものです。

本行動計画では、国民全体を対象としたスポーツ実施率向上のための取組を俯瞰しつつ、「子供・若者」、「ビジネスパーソン」、「高齢者」、「女性」、「障害者」を主な対象として取り組むべき施策をまとめております。

本行動計画を踏まえたスポーツ施策の推進に当たっては、格別の御協力を賜りますようお願いいたします。特に、地方公共団体におかれては、本行動計画を参酌し、スポーツ担当部局、健康担当部局、障害福祉担当部局、まちづくり担当部局等の関連する部局に周知の上、連携を図るとともに、地方スポーツ推進計画の改定・策定に向けた御配慮をお願いいたします。

本通知について、都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市町村長及び市町村教育委員会教育長並びに所管又は所轄の学校その他の関係機関等に対して、指定都市市長及び指定都市教育委員会教育長におかれては、所管又は

所轄の学校その他の関係機関等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校に対して、国立大学長におかれては設置する附属学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

添付資料

別添 1 スポーツ実施率向上のための行動計画

別添 2 スポーツ実施率向上のための行動計画（概要）

※スポーツ庁のホームページにも情報を掲載しておりますのでご覧ください。

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/gaiyou/1408811.htm

【本件連絡先】

スポーツ庁健康スポーツ課企画係

電話：03-5253-4111（内線 2688）

E-mail: kensport@mext.go.jp